

指定管理者評価シート

一 管理運営の状況

1 施設名	仙台市北部急患診療所	
2 指定管理者	公益財団法人仙台市救急医療事業団	
3 指定期間	平成29年4月1日～令和4年3月31日	
4 施設の利用状況	《利用者数》 ・令和3年度 5,919人（前年度比 105.4%） ・令和2年度 5,615人（前年度比 36.8%） ・令和元年度 15,248人（前年度比 96.2%）	
	《事業》 ・夜間休日診療所の管理運営 ・市民医学講座（令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止）	
5 収支の状況	《費用》 ※同一の指定管理者が急患センター・北部急患診療所・夜間休日こども急病診療所の3施設を管理運営しているため、合算の費用・収入を記載している。 ・指定管理者に支払った費用 552,172千円（625,611千円） ・その他市が負担した費用 64,921千円（15,842千円） 内訳：急患64,921千円、北部急患0千円、こども急病0千円 ※指定管理者に支払った費用に使用料収入を足した額が事業費 《収入》 ・使用料収入 392,608千円（298,088千円） 内訳：急患149,243千円、北部急患73,296千円、こども急病170,069千円	
6 利用者の声	《実施状況》 年間を通じて利用者アンケートを実施しており、通年で利用者の声を聴取している。	

二 管理運営に係る評価（モニタリングシートの結果によって評価）

評価分野	所見	評価
I 総則	急病患者へ迅速に初期救急医療を提供し、併せて医療知識の普及を図り、地域住民の医療水準の向上と健康の維持増進に寄与するという施設の目的に沿った適切な運営が行われている。また、服務規律遵守の取組については必要な措置が講じられている。	21/21
II 施設の運営管理体制	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、当初予定していた避難訓練や防災訓練は規模を縮小して実施された。職員の勤務体制や指定管理料の管理、事故防止対策に関しては、マニュアルの作成や帳票管理により必要な措置が講じられている。	30/30
III 施設・設備の維持管理	医療機器をはじめ建物・設備等の適切な保守点検・修繕及び清掃業務等の適切な実施により、利用者である初期救急患者の受診時の安全確保と快適な診療環境の整備が図られている。	24/24
IV サービスの質の向上	新たに「看護・医療技術・事務打ち合わせ会議」を実施し、組織内各部門（看護部門・医療技術部門・法人事務局）の情報共有や方針等の現場への周知が図られたものの、苦情や要望に対する対応策等の利用者等外部への周知が十分とは言えないため、診療所内待合スペースに掲示するなどの改善に早急に取り組む必要がある。	25/28
V 施設固有の基準	新型コロナウイルス感染症の影響により各医療機関が厳しい状況にあっても、本診療所を受診した重症や入院適応等の患者に対し円滑に2次転送ががなされるよう、各医会の医師等で構成される休日夜間診療所運営委員会において事例共有を行う等、必要な措置が講じられている。	2/2

三 評価総括

《指定管理者（公益財団法人仙台市救急医療事業団）による自己評価》
<p>新型コロナウイルス感染拡大の状況下においても、急患センターの管理運営を指定管理者として行うことで、仙台市民の健康増進と福祉の向上を図るための初期救急医療提供の機能を果たしてきた。</p> <p>医療提供体制の確保にあたっては、医師については各医会や医療機関等からの円滑な派遣が得られるよう、必要な連絡調整を図ってきた。一方、医療技術職については、仙台市薬剤師会、急患センター放射線技師部会、仙台市夜間休日診療所臨床検査技師会からの派遣により、必要な体制確保を図ってきた。</p> <p>今後も仙台市の初期救急医療の役割を果たしていくため、適切な医療サービスの提供や事業団経営の改善、職員の資質向上、医療スタッフの連携強化などに積極的に取り組んでいくとともに、休日夜間診療所としての役割を十分に果たせるよう、引き続き職員一丸となって努めていく。</p>

《施設設置者（仙台市）による評価》	総合評価
<p>公益財団法人仙台市救急医療事業団は、本診療所の施設運営上の基本方針を理解し、診療に1日も穴を開けることなく年間365日の受診環境を市民へ提供した。このことは、市民の生命と健康を守る本市初期救急の拠点施設として休日・夜間等における急病患者に対し応急的な診療を行うという、本診療所の設置目的に沿ったものであり、評価できる。</p> <p>全国的に医師・看護師等が不足し、休日・夜間に勤務が可能な医師等の確保が困難な中において、東北大学病院をはじめとする医療機関や、開業医等を中心とする各医会と、医師等の派遣に関する協力関係を構築できている、市内外から直接医師を雇用するノウハウを有するほか、同財団の専任医師の活用などにより、医師等医療スタッフの確保を図り、安定的に診療を行っていることも、評価できる。</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応としては、同財団が独自に定めた「発熱・呼吸器症状が「政府の示す相談・受診の目安」に該当する患者が来所した場合の対応フロー」に従い診療を行っており、問診の結果、コロナ疑いの強い患者は、県・市設置のコールセンターにつなぎ、それ以外の患者は断ることなく対応を行った。また、発熱等の患者についてはPPEの着用により対応しており、このうちコロナ疑いの患者は、診療報酬上「院内トリアージ実施料」を算定する等、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中においても、発熱等も含めた初期救急医療が必要な患者の診療を、感染防止対策を講じながら継続してきたことで、市民の安全安心の確保に貢献したことは、評価できる。</p> <p>利用者の意見・苦情を抽出する仕組みの構築にあたっては、より良いサービスの提供が出来るよう、苦情解決の仕組みや苦情・要望・アンケートにおける詳細内容について、利用者へ公表・周知を行う等、外部周知の徹底に取り組む必要がある。</p>	A

四 その他特記事項（上記評価項目の他に、指定管理者の優れた取組み等、特に記載すべき事項があれば記載する）

特記事項

◎ 評価担当課（施設所管課）：健康福祉局保健衛生部医療政策課